

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 7 年度 第 3 回

農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 16 日

令和7年度 第3回横手市農業委員会総会議事録

令和7年6月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に対する副申意見決定について
6. 議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
7. 議案第15号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
8. 議案第16号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について
9. 報告第4号 非農地証明について
10. 報告第5号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3		欠	1 5	高 橋 馨	出
4		欠	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐 々 木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0		欠
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4		欠

当日の欠席委員

3番 佐 藤 省 美 委員
4番 石 山 俊 彦 委員
20番 丹 波 賢太郎 委員
24番 飯 野 正 和 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主任	佐 藤 大 斗
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	堀 江 つ く し
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主事	佐々木 愛 果

議長	本日の出席者数は 20 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 3 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 5 番 佐々木 一誠 委員 9 番 佐 藤 勇 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。申請案件は 19 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」から「3 番」は、横手地域局管内からの申請です。「1 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「2 番」は、経営移譲年金受給のため、親子間での使用貸借再設定をするものです。「3 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「4 番」から「11 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「4 番」は、居住予定地に隣接する農地を買い受け、新規に耕作を開始するものです。 議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「6 番」は、経営規模拡大のため、農地所有適格法人以外の法人が、農地を借り受けるものです。なお、農地所有適格法人以外の法人による賃貸借について許可する場合、農地法第 3 条第 4 項により、あらかじめその旨を市長へ通知し、市長は必要があれば意見を述べることができるとされておりますが、意見は特にありませんでした。「7 番」、「8 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 議案書 4 ページをご覧ください。「9 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「10 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。「11 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「12 番」から「15 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「12 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 議案書 5 ページをご覧ください。「13 番」、「14 番」、「15 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 「16 番」から「17 番」は、山内地域局管内からの申請です。「16 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

	議案書 6 ページをご覧ください。「17 番」は、経営縮小のため、近隣の耕作者へ農地を贈与するものです。 「18 番」から「19 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「18 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。「19 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 19 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないこと、また、「6 番」については、「調査書別紙」に記載がありますとおり、農地法第 3 条第 3 項の各号に定める要件を満たしていることから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 10 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 10 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 8 ページをお開き下さい。案件は全部で 2 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。 農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度の達している区域に近接する区域内にある農地の区域」で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。 事業概要は、国道の拡幅工事に伴い申出者の住宅が移転することとなり、自己所有の申請地に新築しようとするものです。 土地概要は、申請地は、 地区交流センターから北へ約 700m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「畑」、南側は「宅地」、東側は「田」となってお

りますが、西側の「畑」は国道拡幅の買収地となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、周囲への影響は無いとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。

他法令については、道路法第 24 条の協議中とのことです。

申請地は、第 2 種農地ではありますが、国道拡幅工事による住宅の移転による建築であり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5 月 29 日、堀江一彦委員と事務局で実施しております。

「2 番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度の達している区域に近接する区域内にある農地の区域」で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。

事業概要は、県道の拡幅工事に伴い申出者の住宅が移転することとなり、自己所有の申請地に新築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、■■■■地区交流センターから東へ約 1.6 k m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・南側・東側は「宅地」、西側は「市道」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は市道側溝へ放流させる計画です。

被害防除は、周囲への影響は無いとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

他法令については、特にありません。

申請地は、第 2 種農地ではありますが、県道拡幅工事による住宅の移転による建築であり、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6 月 3 日、高橋尚也委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、また、農振除外及び農用地区域に含めない現況農用地等の土地の証明書等が提出され

議長	ていることを申し添えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 11 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、「議案第 11 号」については、許可することに決定いたします。
事務局	日程 4、「議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。 議案書 12 ページをお開き下さい。案件は全部で 3 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。 農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度の達している区域に近接する区域内にある農地の区域」で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。 事業概要は、申出者は■■■■跡地でバイオマス発電施設を建築している法人であり、現在、敷地の造成等を行っているところであるが、敷地内に調整池建設用地を追加する必要性が生じたため、敷地が狭くなることとなり、事業用地を拡張し申請地を通路として利用しようとするものです。調整池とは、集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前一時的に溜める池のことです。 土地概要は、申請地は、朝倉地区交流センターから北へ約 1.5 k m に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は「原野」、南側・東側は「宅地」となっております。また、一体として利用する農地以外の土地がありますが、利用に対し、所有者との同意等を得ております。 資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。 排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下さ

せる計画です。

被害防除は、法面保護により周囲への影響のないようにするとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。

他法令については、都市計画法第 35 条の 2 による開発行為の変更に付いて事前協議中であり、許可予定となっております。

申請地は、第 2 種農地ではありますが、事業用地の拡張により通路を確保するということから、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の後段の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められるとき」に該当しないと判断されること、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6 月 3 日、高橋馨委員と事務局で実施しております。

なお、補足として、許可とされた場合には、「通路」が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」に規定する「工事の完了の報告があった日から 3 年間、6 か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。

「2 番」は、横手地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度の達している区域に近接する区域内にある農地の区域」で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。

事業概要は、申出者は主に土木建築工事を営む法人で、現在の資材置場等が手狭になり、近接の申請地を職員駐車場と資材置場として利用しようとするものです。

土地概要は、申請地は、■■■■地区交流センターから南へ約 1.2 k m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「県道」、東側は「市道」、西側は「墓地」と「原野」、南側は「原野」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、通帳により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、防護柵を設け周囲への影響のないようにするとのことです。

意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。

他法令については、特にありません。

申請地は、第 2 種農地ではありますが、職員駐車場及び資材置場ということから距離等の利便性を考慮し、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の後段に規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められるとき」に該当しないと判断されること、立地基準及び一般基準

を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、6月3日、佐藤省美委員と事務局で実施しております。

なお、補足として、許可とされた場合には、「駐車場及び資材置場」が建築物の建築等を伴わない恒久転用であるため、「農地法に係る事務処理要領」に規定する「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件を付けることとしております。

次に14ページになります。

「3番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

農地区分は、農地法第5条第2項第2号の前段の規定から他の農地区分に該当しない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されます。

事業概要は、申請者の住居が老朽化したこと及び隣と近いため除排雪が大変であることから、申請地に新築しようとするものです。

土地概要は、申請地は、市役所■■■■庁舎から東へ約850mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「山林」、東側は「市道」、西側は「山林」を挟んで「田」、南側は「畑」を挟んで「山林」となっております。

資金計画は、全額自己資金で対応するとのことで、残高証明書により確認済みです。

排水計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用。雨水排水は市道側溝へ放流させる計画です。

被害防除は、周囲への影響は無いとのことです。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ありません。

他法令については、特にありません。

申請地は、第2種農地であります。また、自宅の老朽化等により住宅を建築しようとするものであり、農地法第5条第2項第2号の後段の規定から「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5月17日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、また、農振除外及び農用地区域に含めない現況農用地等の土地の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 12 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 12 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 13 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する副申意見決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 18 ページをお開き下さい。案件は 1 件になります。本件については、譲渡人と筆数が多いため、譲渡人及び申請地番等については、配付しております「別紙資料」の後ろから 3 枚目より「農地法第 5 条副申—参考資料」として添付しておりますので併せてご覧ください。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、横手地域局管内からの申請です。 農地区分は、農地法施行規則第 46 条に規定する「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度の達している区域に近接する区域内にある農地の区域」で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されます。 事業概要は、申出者は現在、東北電力株式会社と契約を締結し、大仙市等で太陽光発電事業を行っている再生可能エネルギー事業を展開している法人であり、今回、申請地において太陽光発電施設を設置しようとするものです。なお、今回の申請は農地部分 59,098 m²となっておりますが、総事業面積は農地以外の部分を含め 67,327.69 m²となります。また、太陽光パネルの工作物については 39,194.76 m²を見込んでおります。ここで、太陽光パネルに関して簡単にご説明いたします。パネルのサイズですが、1 枚が縦約 2.5m、横 1.1m となっており、それを縦に 2 枚に並べたものを、申請地の形状に合わせて、横に 23～58 枚を連結するそうです。この連結したものをアレイと呼びます。このアレイを申請地の南北 140～240m にわたり 12～23 列、東西に 90～185m にわたり 1～4 列を設置する計画で、高さはパネルの低い方が 2m、高い方が 4m10cm となっております。設置するパネルの合計数は 4,800 枚になる計画です。 土地概要は、申請地は、■■■■地区交流センターから北へ約 1.8 km に位置しており、地目は登記においては「田」、「畑」、「原野」となっており、現況は「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「原野」と「宅地」、東側は「田」、「宅地」を挟み「国道」、西側は「山林」、南側は「宅地」となっております。また、一体として利用する農地以外の土

	地がありますが、利用に対し、所有者との同意等を得ております。 資金計画は、融資と自己資金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書及び残高証明書により確認済みです。 排水計画は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。 被害防除は、防護柵及び緩衝地を設け周囲への影響がないようにするとのことです。 意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区から、差し支えない旨、提出されております。 他法令については、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱の事前協議が終了となっております。 申請地は、第2種農地であるが、太陽光発電施設建築においてその規模及び採算性等を考慮すれば、農地法第5条第2項第2号の後段に規定する「申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき」に該当しないと判断されること、立地基準及び一般基準を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、6月3日、高橋馨委員と事務局で実施しております。 また、申請者等の情報については、別紙資料のとおりです。案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、また、農振除外及び農用地区域に含めない現況農用地等の土地の証明書等が提出されていることを申し添えます。 なお、本案件については、転用面積が4haを超えるため、県知事による許可案件となります。本日「許可相当」とされれば、秋田県農業会議への諮問を経て、意見書を付して県知事へ申請書を進達し、農林水産大臣、実際は東北農政局との協議を経たうえで県知事が許可するという流れとなります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
6 番	太陽光パネル等の設置ということで、耐用年数の終期の後について、何か話があったかどうか、もう少し詳しくお願いします。
事務局	今回の申請書の中には耐用年数の記載はありませんでした。なお、すべて所有権移転となるため太陽光パネル等の更新は考えているものと思っております。

6 番	太陽光パネルを設置した箇所が、がけ崩れなどで破損した場合、太陽光パネルに含まれる重金属類の環境への影響について、国の規制等はあるものか。また、問題等があるのか。
事務局	太陽光発電による土壌汚染などの話は聞いておりません。破損等した場合は、事業費も結構大きいので、修繕等は行っていくものと思っています。
議長	他にご質問等ございますか。
1 番	この会社は、秋田、青森、岩手 3 県にこのような事業を実施する会社のように、実際に太陽光パネルを設置して、この 3 県での雪の事例などありましたら紹介していただきたいと思います。この地域は雪が降りますので太陽光パネルには不向きではないかと個人的には思います。事例があれば納得できるかと思います。 それから、電力会社と契約して実施するということでしたが、実際、広大な面積のこの土地を誰が管理するのかお伺いしたいと思います。
事務局	先ほどの事業者の説明の中で、現在大仙市でも事業展開しております。おそらく県南地区ということで同じ業者、同じような形で補修等を行っていくものと思っています。大仙市の事業の詳細は把握しておりませんが、雪対策については事業者も考えていらっしゃるようで、今回の事業面積約 6 万 m ² のうちパネル設置が 3 万数千 m ² となっており、残った部分を雪押場として確保しているものと思っています。
議長	よろしいでしょうか？
1 番	はい、わかりました。この地域は他と比べて大変厳しい環境でありますので、太陽光パネルの耐用年数も他地域とは異なると思いますので、その辺を事業者に言っていただけると嬉しいと思います。
議長	他にご質問等ございますか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 13 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 13 号」については、異議ないものと認め、許可相当の意見を付して、秋田県知事に進達することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。

議長	はじめに「整理番号 870 番」「整理番号 871 番」「整理番号 897 番」「整理番号 898 番」は、議席番号 19 番 高橋康弘委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 19 番 高橋康弘委員 一時退席)
議長	「整理番号 870 番」「整理番号 871 番」「整理番号 897 番」「整理番号 898 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 30 ページの「整理番号 870 番」から議案書 31 ページ「整理番号 871 番」の 2 件は権利設定、議案書 34 ページの「整理番号 897 番」から「整理番号 898 番」の 2 件は権利移転になります。いずれも、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 7 月 29 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 870 番」「整理番号 871 番」「整理番号 897 番」「整理番号 898 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 870 番」「整理番号 871 番」「整理番号 897 番」「整理番号 898 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 19 番 高橋康弘委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 791 番」から「整理番号 908 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。 議案書 22 ページの「整理番号 791 番」から、「整理番号 796 番」の 6

件は、令和7年7月29日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和7年8月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

議案書22ページの「整理番号797番」から、「整理番号798番」の2件は、令和7年7月29日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書23ページの「整理番号799番」から、議案書33ページの「整理番号892番」の92件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年7月29日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第14号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議事参与の制限の案件を除く、議案書34ページの「整理番号893番」から議案書35ページの「整理番号907番」の13件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年7月29日付の県公告により新たな農家に貸し付ける予定となっております。

続いて再配分になります。農地中間管理機構である秋田県農業公社が農地中間管理権を取得している農地を、農家が借り受けるものとなります。議案書36ページの「整理番号908番」の1件は、所有者不明農地として所定の手続き後、秋田県知事に対し裁定の申請を行い、秋田県知事が利用権を設定すべき旨を裁定後、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年7月29日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、本農用地利用集積等促進計画の未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号791番」から「整理番号908番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 791 番」から「整理番号 908 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 14 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩します。
	(暫時休憩)
議長	【横手市農業振興課職員入場、着席】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します
議長	日程 7、「議案第 15 号 横手市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。
農業振興課	事前に配付いただいております議案第 15 号、別紙により説明いたします。今回の変更申出は、4 月 4 日までに受付した農振除外案件 9 件、編入案件 1 件となっております。 現地調査を 4 月 30 日に実施し、市関係部局および農業委員会事務局との協議の場であります土地利用調整会議を 5 月 12 日に実施しております。また、5 月 28 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、除外方針については「農振法第 13 条第 2 項の 6 要件」で、編入申出については、「農振法第 10 条第 3 項」で審査したものであり、「除外及び編入を可とする」議案内容についてご審議いただき、異議なしの承認をいただいていることをご報告させていただきます。それでは、各案件について説明いたします。申出地位置図をご覧ください。 「申出 1」は、登記簿面積 150 m²、実測面積 413 m²の除外です。 申出者は、現在市内で自動車整備工場を経営しておりますが、建物の老朽化に伴い建て替えを要する状態です。現況の地積では、面積と形状の兼ね合いにより余剰地がなく、施設機能を継続しながら建て替え工事が困難であるため、当該申請地に移転する計画であります。当初、今回の申請地に隣接する敷地内での工場建設を予定し着工しておりましたが、北側市道からの乗り入れ口や駐車スペース、車両を追加する必要が出てきたことから、当初の計画地内では収まらなくなり、申出地へ拡張するものです。 当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、流通業務施設であり、農地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完了後を 8 年経過していることから除外は適当と判断いたしました。

「申出 2」は、14,373.76 m²の編入です。

こちらにつきましては、先月の総会の際に情報提供させていただいておりましたが、その内容に誤りがありました。大変失礼いたしました。この案件は、令和 8 年度から令和 16 年度を事業年度として実施予定である中吉田地区、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に当たり、事業区域内に農振非農用地が含まれていることから、農振農用地に編入する必要があるため、編入申出がなされたものであります。

当該地を優良農地として農用地に含めることにより農地集積や農作業の効率化による推進が図られることから、編入は適当と判断いたしました。

「申出 3」は、2,031 m²の除外です。

申出者は、今回の申出地の隣接敷地内の工場で果物の緩衝材の製造を行っておりますが、需要の増加により現敷地では手狭な状況です。そのため、現在は工場から離れた場所に倉庫を借りて対応しておりますが、搬入に労力を要し、非効率な状態であるため、製造出荷場兼倉庫を新規に建設する予定であります。近隣の候補地も検討いたしましたが、所有者と条件面で折り合いがつかなかったことなどから、今回の申出地を選定いたしました。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、二分の一を超えない既存施設の拡張であり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 4」は、500 m²の除外です。

申出者は、現在市内国道沿いに居住しておりますが、道路の拡幅工事に伴い、住居を移転する計画でございます。移転先として、隣接の宅地を数箇所検討いたしましたが、条件面で折り合いがつかず、自己所有地である今回の申出地を選定いたしました。また、今回の計画は、農地を分筆して除外する予定であり、分筆残地については今後も耕作する予定です。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して建設されるものであり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 5」は、9,545 m²の除外です。

申出者は、精米業及び穀物の加工販売等を主な業務としておりますが、駐車場の敷地が手狭な状況にあり、貨物等の車両の通行に支障をきたしております。そこで駐車場及び堆雪場を新たに整備する計画です。近隣に複数の候補地を検討いたしましたが、必要面積を得られないことなどから、現在の工場と地続きである今回の申出地を選定いたしました。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、二分の一を超えない既存施設の拡張であり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また土地改良事業完了後 8 年経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 6」は、439 m²の除外です。

申出者は、現在妻と子 2 人、妻の両親らと妻の実家で暮らしておりますが、今後、世帯を分離し、妻の両親らとは別に自宅の建築を考えてお

ります。町内及び■■■■地区内で複数の候補地を検討いたしましたが、条件面で折り合いがつかないことなどから、当該地に建設する予定であります。子が将来通学する予定である横手北小学校、横手北中学校の学区内で徒歩、自転車通学が容易であること、妻の実家にも近いことから、今回の申出地を選定しております。なお、今回の計画は、農地を分筆して除外する予定であり、分筆残地については今後も耕作する予定です。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して建設されるものであり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 7」は、555 m²の除外です。

申出者は、現在、■■■■跡地で横手バイオマス発電所の建設を行っております。発電所と敷地北側に位置する今回の申出地との境界との離れが 2m から 13m と一定ではありません。このままでは冬期間の堆雪により、建物周りの通行が確保できない恐れがあり、当該地を通路兼堆雪場としたい計画であります。

当該地は、第 2 種農地と見込まれますが、隣接する施設と一体して同じ事業のために使用するものであり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないことから除外は適当と判断いたしました。

「申出 8」は、448 m²の除外です。

申出者は、今回の申出地の北側で店舗を営んでおります。その店舗から市道を挟んだ向かい側の農作業用スペースを現在従業員駐車場としておりますが手狭な状況です。特に冬期間では堆雪により、より一層駐車場が困難な状況となるため、新たな従業員駐車場の確保が急務となっております。また、店舗の雪寄せ場にも苦慮しており、雪寄せ場としても使用したい考えであります。店舗付近ということに加え、交通量の少ない市道からの乗り入れも考慮し、当該地を選定いたしました。なお、今回の計画は、農地を分筆して除外する予定であり、分筆残地については今後も耕作する予定です。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、業務上必要な施設で集落に接続して整備されるものであり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

「申出 9」は、2,616 m²の除外です。

申出者は、現在市内において保育園を運営しておりますが、建物の老朽化により建て替えを必要としております。園児は園庭で遊ぶことや昼寝をすること、また、乳児を預かっていることなどの性質上、法人における騒音の発生や安全面の問題から、現在の敷地内に建て替えを行うことが困難であると判断しました。新たな園舎は、横手市の所有地を借り受けて建設を行う予定ですが、この土地だけでは園舎、駐車場、車路のみで敷地を満たしてしまうことから西隣接地である今回の申出地に園庭、駐車場、車路を整備する計画であります。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、社会福祉法における社会福祉事業であり、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除

外は適当と判断いたしました。

「申出 10」は、929 m²の除外です。

申出者は、養鶏場を経営し、隣接に来客用駐車場を整備しておりますが、飼養衛生管理区域内に近いため、感染症合併の懸念があります。そこで区域から離れた場所に新たな駐車場を整備することが急務となっております。また、冬期間の堆雪場にも苦慮していることから、駐車場兼堆雪場として整備したい計画でございます。自己所有地であることに加え、交通量の少ない市道からの通行を考慮し、当該地を選定いたしました。

当該地は、第 1 種農地と見込まれますが、農業用施設に分類され、農用地の集団化、利用集積、土地改良施設等への支障がないこと、また、土地改良事業完了後 8 年を経過していることから、除外は適当と判断いたしました。

協議案件は以上の 10 件であります。ご協議のほどよろしく願いいたします。

議長

農業振興課の説明がありました。この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 15 号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 15 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

日程 8、「議案第 16 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。

議長

本件につきましては、横手市農業振興課からの説明をお願いします。

農業振興
課

事前に配付いただいております議案第 16 号、地域計画の変更に伴う意見聴取についてご説明いたします。別添の位置図に色付けされている目標地図をご覧くださいと思います。

内容を説明します。地域計画変更による地域計画区域から除外する農地は、横手市[]他 2 筆の計 3 筆、2,419 m²で農地転用申請に伴う地域計画区域内農地から除外するものです。

当該農地は、都市計画用途区域内の農地で住宅地に隣接した農地の外縁部に位置する農地です。昨年まで農業を担う者である農業法人が耕作しており、農業法人が集積している農地として目標地図に色塗り表示しておりましたが、今年度に入り合意解約の手続きを行っております。農地転用の申請が農業委員会に出されていることから今回除外するもので

	す。 立地条件から判断して、農用地の効率的かつ総合的な農業上の利用への影響及び地域計画の達成に影響がないと判断されましたので今回除外するものです。 案件の説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。
議長	農業振興課の説明がありました。この件につきまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 16 号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 16 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩します。 (暫時休憩) 【横手市農業振興課職員退席、退場】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 9、「報告第 4 号 非農地証明について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書 40 ページをご覧ください。願い出の報告は 1 件です。 「1 番」は、平鹿地域局管内からの願い出です。「1 番」の願い出地は、地区交流センターから西へ約 1.4km 先に位置しております。かつては貸付し耕作されていきました。願出人は、平成 18 年、相続によりこの土地を取得しています。利用権が期間満了となり返還されて以降は新たな耕作者が見付からないまま原野化が進行し、現在に至っています。 現地調査は 5 月 17 日、飯野正和会長、武藤吉喜委員、佐藤勇委員と事務局にて実施しており、5 月 26 日付けで願出人へ非農地である旨を通知しております。 報告は以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

	(特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第 4 号」の報告を終わります。
議長	日程 10、「報告第 5 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 42 ページをお開き下さい。報告件数は 5 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、横手地域局管内です。 照会地は、 地区交流センターから北西へ約 1.8 k m に位置しております。隣接地との状況は、北側・南側は「宅地」、西側・東側は「畑」となっています。 土地の状況は、昭和 50 年頃、申請者の亡き父が農地転用許可の手続きを失念したまま、他の土地にあった農作業倉庫を申請地に移築してしまったとのことです。現在も農作業倉庫があり、使用されている現状から、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 現地調査は、5 月 26 日、佐々木由紀子委員、佐藤省美委員、高橋馨委員と事務局で実施しております。 調査結果は、5 月 27 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、横手地域局管内です。 照会地は、 地区交流センターから南西に約 840 m に位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」、西側は「田」、東側・南側は「農道」となっております。 土地の状況は、昭和 51 年頃、申請者の亡き父が農地転用許可の手続きを失念したまま、車庫を建築してしまったとのことです。現在も車庫があり、使用されている現状から、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 現地調査は、6 月 3 日、佐藤省美委員、高橋馨委員、高橋尚也委員と事務局で実施しております。 調査結果は、6 月 3 日付けで記載のとおり報告しております。 「3 番」は、 地域局管内です。 照会地は、市役所 庁舎から北西へ約 910 m に位置しております。隣接地との状況は、北側・東側は「市道」、西側は「田」、南側は「宅地」となっております。 土地の状況は、昭和 62 年 10 月に農地法第 5 条許可を受け、自動車修理場及び駐車場を建築したが、地目変更登記をしないままとのことです。現在も許可どおりに使用されていることから問題ないとし、非農地としました。 現地調査は、5 月 12 日、千葉肇委員、内藤和洋推進委員、佐藤正人推

	進委員と事務局で実施しております。 調査結果は、5月13日付けで記載のとおり報告しております。 「4番」は、 地域局管内です。 照会地は、3箇所となっており、返諏訪の3筆は市役所 庁舎から西へ約1.4kmに位置しており、隣接地との状況は、北側は「農道」を挟んで「田」、東側は「市道」、西側は「田」、南側は「水路」を挟んで「田」となっております。道川東の3筆は市役所平鹿庁舎から東へ約1.4kmに位置しており、隣接地との状況は、北側は「畑」及び一部「山林」、東側・西側は「水路」、南側は「市道」となっております。下佐戸川の1筆は市役所平鹿庁舎から東へ約1.6kmに位置しており、隣接地との状況は、北側・西側は「宅地」、南側は「田」、東側は「市道」となっております。 土地の状況は、返諏訪については昭和50年頃、道川東については平成10年ごろ、下佐戸川については平成19年頃から耕作を行わず、不作付地として荒廃している状態であり一部が山林化しているところから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 現地調査は、5月17日、佐藤勇委員、武藤吉喜委員、飯野正和委員と事務局で実施しております。 調査結果は、5月28日付けで記載のとおり報告しております。 43ページになります。「5番」は、大雄地域局管内です。 照会地は、市役所大雄庁舎から北西へ約1.8kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は「畑」、南側・東側は「宅地」となっております。 土地の状況は、平成5年ごろから隣接している宅地と一体的に排雪スペースとして使用しており、碎石等が混ざっている状態から、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 現地調査は、5月14日、小松田英人委員、戸田靖推進委員、小松高義推進委員と事務局で実施しております。 調査結果は、5月16日付けで記載のとおり報告しております。 報告は以上です。
議長	事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、「報告第5号」の報告を終わります。
議長	以上をもちまして、第3回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。

(11 時 18 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 7 年 6 月 16 日

議 長 堀 江 一 彦

署 名 委 員 佐々木 一 誠

署 名 委 員 佐 藤 勇